

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

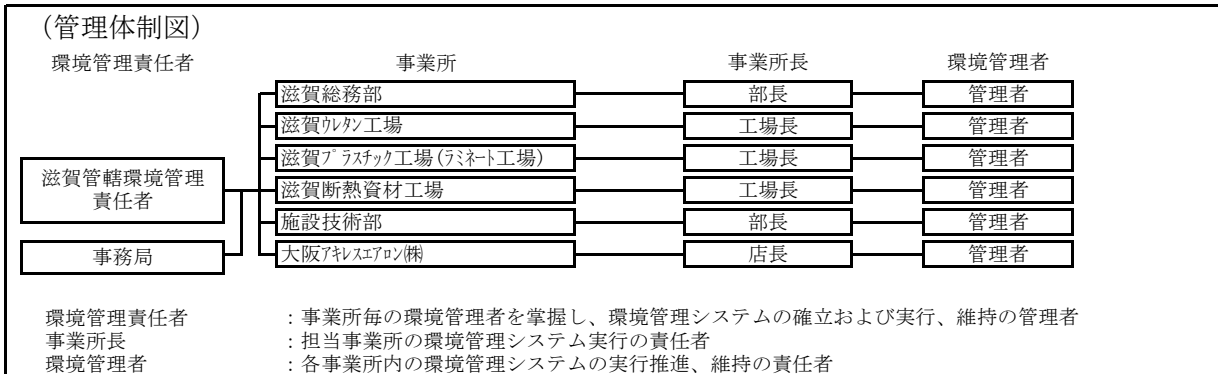
(第1面)

産業廃棄物処理計画書		2021年 6月24日
都道府県知事 (市長) 三日月 大造 殿		
提出者 住 所 滋賀県犬上郡豊郷町安食西1番地 氏 名 アキレス株式会社 滋賀第二工場 代表者 滋賀総務部長 石原 喬二 電話番号 0749-35-3311		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	アキレス株式会社 滋賀第二工場	
事業場の所在地	滋賀県犬上郡豊郷町安食西1番地	
計画期間	2021年4月1日～2022年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	プラスチック製品製造業	
②事業の規模	出荷額 8,759百万円	
③従業員数	132名(2021年6月1日現在)	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙【産業廃棄物の一連の処理工程】の通り	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和2年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑
	排出量	1,309 t	55t	36t	75t	11t	10t	2 t
	総合計 1,498 t							
(これまでに実施した取組)								
発生抑制・工程不良及び製品不良等の削減に努めた。 ・発生抑制を考慮した製造方法及び設備改善を検討した。 再生利用・廃プラスチック類の販売ルートを開拓し、削減に努めた。								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑
	排出量	1,288 t	53t	35t	90t	11t	10t	2 t
	総合計 1,489 t							
(今後実施する予定の取組)								
発生抑制・工程不良及び製品不良等を削減する。 ・発生抑制を考慮した製造方法及び設備改善を検討する。 再生利用・廃プラスチック類の継続的な販売を確立する。								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別徹底による再資源化
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別徹底による再資源化

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	
	(これまでに実施した取組)								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	
	(今後実施する予定の取組)								

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	
(これまでに実施した取組)									
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	
(今後実施する予定の取組)									

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-
	(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-
	(今後実施する予定の取組)							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑
	全処理委託量	1,309 t	55t	36t	75t	11t	10t	2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,080 t	0 t	0 t	1 t	0 t	10t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	200 t	55t	36t	74t	11t	0 t	2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	29 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)								
<ul style="list-style-type: none"> ・工程不良及び製品不良等を削減した。 ・発生抑制を考慮した製造方法及び設備改善を検討した。 ・廃プラスチック類の販売ルートを開拓し、削減に努めた。 								

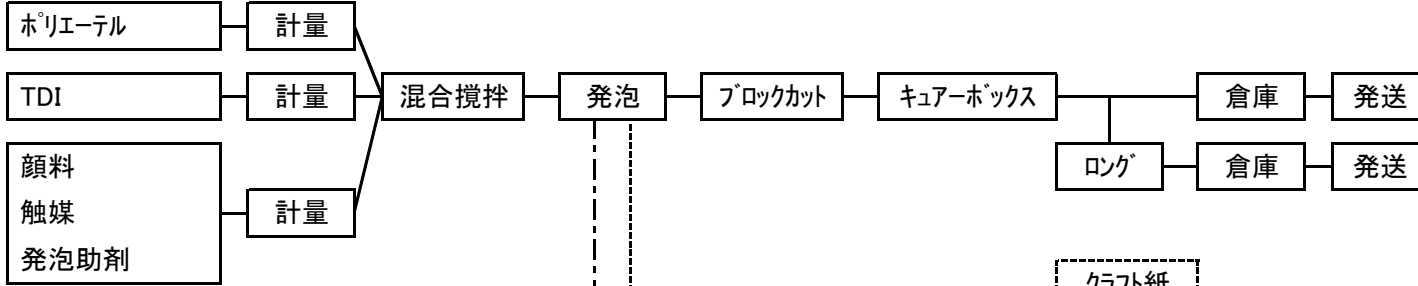
		【目標】							
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑
②計画	全処理委託量	1,288 t	53t	35t	90t	11t	10t	2 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	1,088 t	0 t	0 t	0 t	0 t	10t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	200 t	53t	35t	90t	11t	0 t	2 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程不良及び製品不良等を削減する。 ・ 発生抑制を考慮した製造方法及び設備改善を検討する。 ・ 廃プラスチック類の分別強化による産業廃棄物の削減を図る。 ・ 廃プラスチック類の継続的な販売を確立する。 								
※事務処理欄									

備考

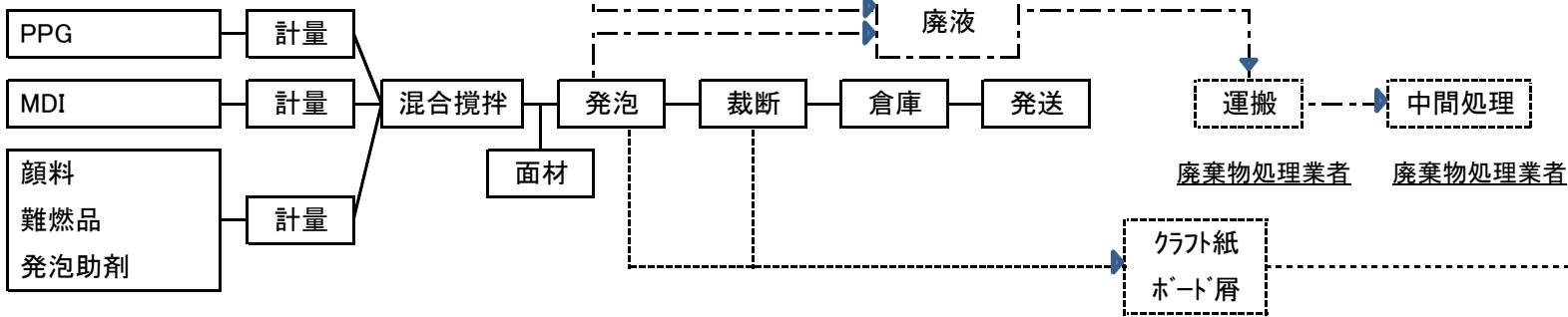
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程

軟質ウレタン製品



硬質ウレタン製品



ラミネート製品



スチレン製品

